

第5次 井手町総合計画 概要版

安心・安全で豊かな自然と
利便性が共存する新しいまち

居心地よく、住んでみたい、
住み続けたい





安心・安全で豊かな自然と利便性が 共存する新しいまちをめざして

本町は、古都京都と奈良のほぼ中間にあって、平成の名水百選の玉川や、源氏ボタルが舞う南谷川の清流が木津川へと至る水清く、緑豊かな環境に恵まれるとともに、万葉の昔から歌枕の里として知られた美しいまちであります。

これまで私たちは、先人たちの努力を受け継ぎ、住民参加のまちづくりを基本として「みんなでつくる元気ふれあいやすらぎ井手町」の実現に向け努力してまいりました。しかし、今もなお社会情勢の変化は大きく、人口減少をはじめ厳しい波となって私たちを取り巻いています。

すでに我が国においては2008年をピークとした人口減少社会を迎えており、団塊の世代が後期高齢者となる2025年、そして団塊ジュニア世代が高齢期を迎える2040年問題に直面しています。また、人、モノ、情報が世界を活発に行き来するグローバル化が進む中で、同時に国際競争の激化、地域紛争や貧困、そして新型コロナウイルスの世界的な感染拡大も加わって、不安定な世界経済状況を招いています。さらには、未曾有の災害となった東日本大震災後も全国的に震災や風水害が多発するなど、生命・財産の安全・安心確保が何よりも求められています。

このように、世界や日本が激動する中で、井手町では、これまでのまちづくりの成果を検証しながら、更なる発展をめざして、「～居心地よく、住んでみたい、住み続けたい～ 安心・安全で豊かな自然と利便性が共存する新しいまち」をみんなでつくるため、今後10年間を計画期間とする「第5次井手町総合計画」を策定しました。

本計画の策定にあたりましては、アンケート調査の実施により、一般住民はもとより中学生や転出・転入された方も含め、広く住民の方々の声を聞くことができました。また、コロナ禍における制約を受けながらも、総合計画企画委員会や総合計画審議会に参画いただいた多くの住民代表の方々の貴重なご意見を反映した住民参加による計画策定を行うことができたと考えております。あらためて皆様のご尽力に深謝いたします。

激動する社会情勢の中ではありますが、住民参加のまちづくりを基本に、住民・議会・行政が一体となってこれまで以上に取り組むことができれば、「安心・安全で豊かな自然と利便性が共存する新しいまち」が実現できるものと確信しております。

私ども行政に携わるものとしても、地域に足を運び、より多くの住民の方々の声を聞きながら、効率的・効果的な行政運営の推進に取り組んでまいりますので、計画推進のため皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和3年3月

井手町長 汐見 明男



町の花 やまぶき



町の木 ひのき

計画の概要

総合計画を策定する理由

2011年(平成23年)の地方自治法の一部改正により、総合計画の策定は、市町村の独自の判断に委ねられることとなりましたが、本町では、これから時代には、効率的で効果的な町政運営・地域経営がより一層必要となると考え、2021年度(令和3年度)からの新しい10年間を見通した、「第5次井手町総合計画」を策定することにしました。

総合計画の役割

第5次総合計画は、これまでのまちづくりを検証しながら、次なるステップとして住民とともにめざす明日の姿を明確にし、その実現に向けて地域資源・行政資源を最大限活用するための計画と位置付けます。

今後、さらに公民連携の担い手として住民や住民団体など多様な主体の活躍が期待されている現状を踏まえ、この計画は、本町の将来めざすまちの姿を示し、進むべき方向性を住民と共有していくことを目的として策定します。

計画の構成

総合計画は、「基本構想」と「基本計画」により構成します。

基本構想は、めざすべきまちの姿とまちづくりの方向性について定めるもので、期間は2021年度(令和3年度)から2030年度(令和12年度)までの10年間です。

基本計画は、基本構想の具体化を図るため、指標と取組方針を明らかにするもので、期間は基本構想と同じく2021年度(令和3年度)から2030年度(令和12年度)までの10年間です。

総合計画と個別計画の関係

本町では、施策の計画的かつ具体的な推進のために、各分野における展開方向を示した種々の個別計画を策定しています。個別計画は、いずれも総合計画の方向性と異なるものではなく、より細かな指標や目標を定めて進行管理を行っていくことが可能であることから、総合計画の具体性を補完するものとして位置付けます。

持続可能な開発目標(SDGs)との整合

「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、持続可能な開発をめざす世界各国が合意した「持続可能な開発目標(SDGs)」では17の目標と169のターゲットが定められています。

総合計画においても「持続可能な開発目標(SDGs)」との整合を図り、住民一人ひとりを地域社会に結びつけ、持続可能なまちをつくり、社会を構成する一主体としてSDGs達成に貢献していく責任があります。

進行管理

総合計画はその着実な実行と点検・評価・改善の継続が重要であり、PDCAマネジメントサイクルによる進行管理を行います。



基本構想

まちづくりの基本理念

私たちは、この井手町をさらに住みよい魅力的なまちとしていくため、次の3つの基本理念を掲げ、これからまちづくりに取り組みます。

- ホッとやすらぐ清流に抱かれたまち
- ホットな多世代コミュニティのまち
- ホットに暮らせる活気あるまち

まちの将来像

私たちがめざすまちは、豊かな自然が残る本町の良さを守りながら、これまで培ってきた産業と新しい活力が共栄し、居心地がよく、生き生きと安心して暮らせるまち、やすらぎを実感できるまちです。

そして、老いも若きもずっと住み続けたくなるまち、事情により町外に転出した人も戻りたくなるまち、さらには町外者も井手町に魅力を感じ住みたくなるまちです。

このようなまちをめざして、住民みんなが一丸となってまちづくり活動を展開することにより、明日の井手町を築いていきます。

～居心地よく、住んでみたい、住み続けたい～

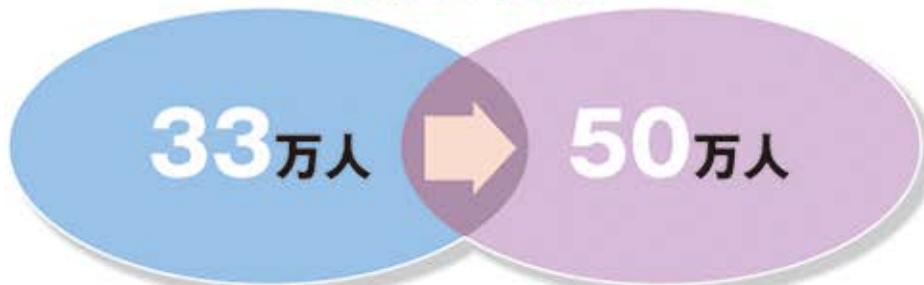
安心・安全で豊かな自然と利便性が共存する新しいまち

人口の構想

従来から取り組んできた人口減少対策・交流人口増加・定住促進などの事業の更なる充実・拡充を進めるほか、国道24号城陽井手木津川バイパスの整備にあわせ、沿線を中心に開発適地の拡大を図るなど、2033年(令和15年)までに住宅300戸を創出するべく、新興住宅地の開発誘導や空き家の利活用を含めた定住促進策や子育て支援策を展開します。これにより、2030年(令和12年)の定住人口の目標をおよそ7,200人と見込みます。

また、国道24号城陽井手木津川バイパスに隣接し、新たな交流拠点となる「道の駅」の整備を進めるとともに、魅力ある本町の資源を活かし、魅力ある産業・文化・交流を創り出していくことによって、これらの交流人口の増加をめざします。

交流人口の目標



年間50万人の交流人口は、1日約1400人に相当します。

土地利用の構想

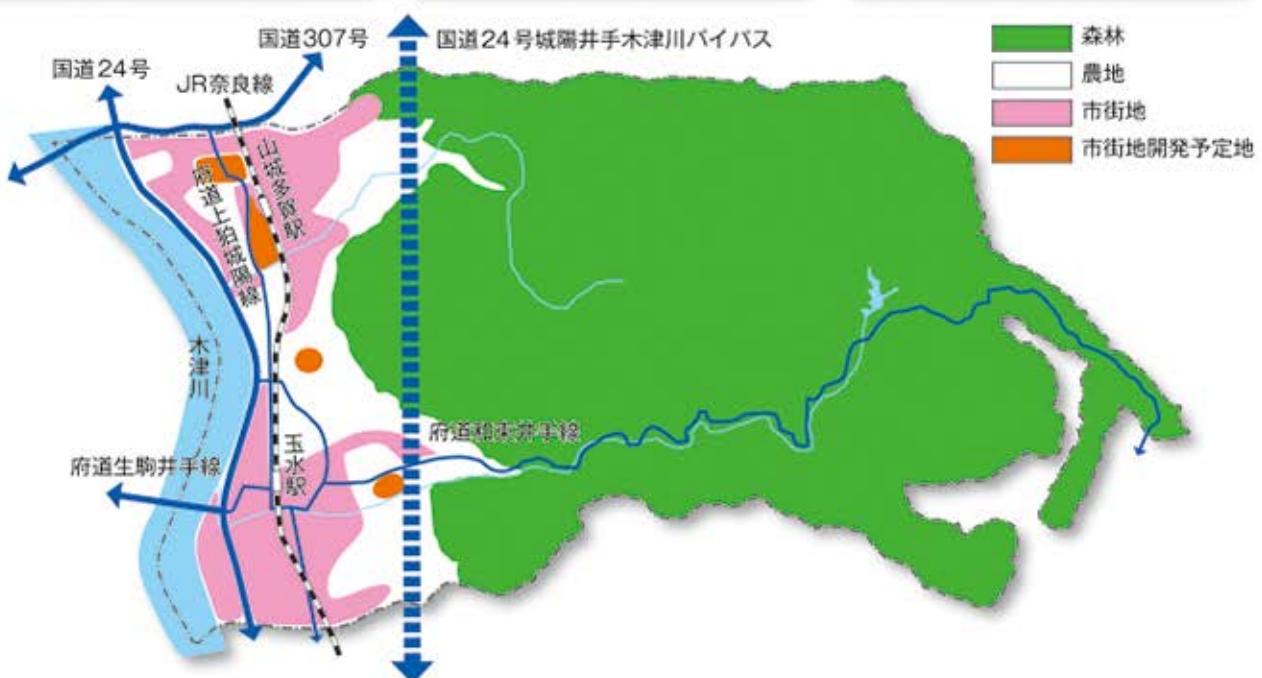
住宅地	○国道24号城陽井手木津川バイパス開通を見据え、沿道付近等において若い世代の居住を促進する新しい住宅地整備の検討等
商業地	○多賀地域及び井手地域の交通拠点である山城多賀駅と玉水駅の周辺に商業地を配置し、町内及び各地域の中心となる商業施設集積の誘導
工業地等	○産業の振興と雇用の創出を図るため、さらなる企業誘致を推進するための開発適地の拡大に向けた取組の推進等
農林業地	○多賀地域西部の平地や井手地域の丘陵地の農地及び町域東部の山地は原則的に市街化調整区域として保全するとともに、農林業振興に必要な整備の実施等
公共施設	○防災拠点としての機能を確保するため、国道24号城陽井手木津川バイパス沿いにおいて、井手町庁舎移転の推進 ○新庁舎建設に併せ、道の駅の整備を図り、道の駅を核とした地域経済の活性化と農業を含む関連産業振興の推進 ○井手大塚地区における特別支援学校建設の促進

交通網の構想

JR奈良線の全線複線化

国道24号城陽井手木津川バイパスの整備促進

町内幹線道路の整備



重点的な施策

利便性の向上と定住・移住の促進

国道24号城陽井手木津川バイパスの整備促進をはじめ、幹線道路のネットワーク形成とJR奈良線の全線複線化を促進することによって、通勤・通学の利便性を向上させるとともに、駅周辺における商業地の整備を推進することによって日常生活の利便性を向上させ、新たな住宅地の整備や空き家・空き店舗の活用によって定住・移住を促進します。

- 国道24号城陽井手木津川バイパスの整備促進と幹線道路のネットワーク化
- JR奈良線の全線複線化
- 駅周辺における商業地の整備
- 新たな住宅地の整備

新たな交流拠点となる新庁舎と道の駅の整備と雇用の創出

防災拠点としての機能の充実と住民サービスのさらなる向上を図るため、新庁舎の建設を図るとともに、併せて道の駅の整備を図り、交流と地域経済の活性化に努めます。また、さらなる企業誘致を推進するとともに、技術革新を活かした新たな雇用の場づくりや、地域共生社会の実現にもつながるコミュニティ・ビジネスなどの起業支援など、多様な働く場づくりを進めます。

- 新庁舎の建設
- 道の駅の整備
- さらなる企業誘致の推進
- 多様な働く場づくり

地域共生社会の実現へ向けた多世代ふれあいのまちづくり

地域共生社会の実現へ向けて、子ども・若者世代とシニア世代が出合い、互いに支え合う多世代コミュニティの創造に取り組むとともに、支援を必要とするすべての人を対象とした全世代型地域包括支援の体制整備を図ります。そして、新たな取組を進めようとする住民活動を支援するため、後継者の育成や確保に努めるとともに、住民や他の団体との交流機会の拡大や地域おこし協力隊制度等の活用を進め、住民主体の自主・自律のまちをめざします。

- 多世代コミュニティの創造
- 全世代型地域包括支援の体制整備
- 自主・自律の住民活動支援

計画の体系

基本目標	基本方針の項目
子育て環境の強みを さらに磨こう	子育て環境 学校教育 青少年・若者 生涯学習・生涯スポーツ 地域文化
多世代がふれあう 生き生きしたまちを つくろう	多世代コミュニティの創造と地域福祉の推進 全世代型地域包括ケアシステムの推進 健康づくりと医療体制 高齢者福祉 障がい者福祉 住民活動支援 人権尊重
快適で便利な まちをつくろう	道路・公共交通 市街地・集落・住宅地 バリアフリー 上下水道・河川 公園や緑
安心とやすらぎの まちを守ろう	防災・地域安全 ポストコロナ時代へ向けたまちづくり 自然環境 循環型社会・低炭素社会
多様な働き方が できる魅力ある まちをつくろう	新産業と雇用対策 農林業 商工業 観光・交流

子育て環境の強みをさらに磨こう

- 本町の子育て・教育環境のよさを活かし、明日を担う子どもたちを安心して育てられる子育て環境を充実し、「子育てするなら井手町で」と言われるまちをめざします。そして、子どもたちの創造性や人に対する思いやりを高め、子どもたちの夢と可能性が育つまちをめざします。
- 地域の宝である子どもたち一人ひとりを大切にし、地域で見守り、育むため、子どもの発育・発達を支援し、孤立を防ぎ、食や遊び、学びを通じた育ちを応援する仕組みを築いていきます。
- 住民が生涯にわたって学べるよう、様々な人が参加しやすい環境を整備し、ふるさとを愛し、地域や世代を超えて互いに交流するまちをめざします。
- 井手町の地域文化を、かけがえのない共有財産として守り、次世代へ継承するとともに、新たな地域文化に活かしていくまちをめざします。

子育て環境

子どもを安心して生み、育てられる環境が社会全体で形成されるまちをめざします。

- 子育て支援環境の整備(地域における子育てサービスの充実、子ども・子育て支援体制の充実、地域における子育て支援の重要性の啓発、安心して子どもを産める環境づくり)
- 利用しやすい教育・保育環境の整備(保育サービスの充実、保育施設・設備の整備)

学校教育

自ら学び、自ら考え、判断する力を育む教育を推進し、次代を担う子どもたちが確かな学力を身につけるまちをめざします。

- 個性と「生きる力」を育てる教育活動の推進(新学習指導要領を踏まえた教育の推進、教職員の資質の向上、外部指導者の活用、教育相談活動の充実、小・中学校間の交流、特別支援教育の推進、学習意欲と学力の向上、地域とともにある学校づくりの推進)
- 教育施設・教育環境の整備充実(教育施設の整備、教育機器などの整備、給食センター施設の充実・整備)

青少年・若者

青少年が生き生きと心豊かに暮らせる地域や家庭が育まれているまちをめざします。

- 青少年の健全育成に向けた環境整備(青少年健全育成活動の推進、相談・支援体制の整備、総合型地域スポーツクラブ育成、学校教育・社会教育の連携強化、青少年健全育成活動のPR)
- 青少年活動の活性化(青少年の社会参加活動の促進、青少年活動推進リーダーの育成、生涯学習ボランティア育成)

生涯学習・生涯スポーツ

住民一人ひとりが生涯学習を通じて、心豊かな生きがいのある暮らしを送るとともに、知識や技術が地域社会に活かされることで、まちの教育力が向上することをめざします。

- 生涯学習の推進(学習施設の充実、学習機会の充実)
- 生涯スポーツ、レクリエーションの振興(社会体育施設の整備充実、総合型地域スポーツクラブの育成(再掲)、活動機会の充実)

地域文化

本町固有の地域文化が守り活かされ、様々な地域との交流が活発に行われるまちをめざします。

- 地域文化・伝統文化の保全と継承(文化財保護活動の推進、観光資源としての文化財の活用、文化芸術活動の振興)
- 町内外の交流の促進(産官学連携の推進、国際交流活動の推進、地域間交流の促進、山吹ふれあいセンター及び道の駅の整備と活用)

